

議案第25号説明資料

令和4年8月30日

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1～3
新旧対照表	4～5
参考 関係法令	6～8

選挙管理委員会

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日に公布・施行されたことにより、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改定するため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 公職選挙法施行令の改正内容について

区分	改正後	改正前
選挙運動用自動車の借入れ契約の場合の1日の限度額	16,100円	15,800円
選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合の1日の限度額	7,700円	7,560円
選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額	7円73銭	7円51銭
選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額	印刷費541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に企画費316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数	印刷費525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に企画費310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た数

(2) 条例の改正内容について

本条例は大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めています。

公職選挙法に定める供託物没収とならない限り、条例に定める額の範囲内の費用を、町から業者（候補者が有償契約を結んだ業者）あてに支払います。この条例に定める額について改正を行うものです。

①選挙運動用自動車の使用の公費負担

一般運送契約以外の場合

自動車の借入契約	単価の限度額	使用日数の上限
大磯町議会議員選挙	15,800 円	5 日 (告示日～選挙期日の前日)
大磯町長選挙	↓ 16,100 円	
燃料の供給契約	単 価	使用日数の上限
大磯町議会議員選挙	7,560 円	5 日 (告示日～選挙期日の前日)
大磯町長選挙	↓ 7,700 円	
運転手の雇用契約	単価の限度額	使用日数の上限
大磯町議会議員選挙	12,500 円	5 日 (告示日～選挙期日の前日)
大磯町長選挙	(変更なし)	

■改正による影響額

(現行)

$$(15,800 \text{ 円} + 7,560 \text{ 円} + 12,500 \text{ 円}) \times 5 \text{ 日間} = 179,300 \text{ 円}$$

(改正案)

$$(16,100 \text{ 円} + 7,700 \text{ 円} + 12,500 \text{ 円}) \times 5 \text{ 日間} = 181,500 \text{ 円}$$

(影響額)

$$181,500 \text{ 円} - 179,300 \text{ 円} = 2,200 \text{ 円の増}$$

②選挙運動用ビラの作成の公費負担

	単価の限度額	作成枚数の上限
大磯町議会議員選挙	7円51銭	1,600枚
	↓	
大磯町長選挙	7円73銭	5,000枚

■改正による影響額（大磯町長選挙）

（現行）

7円51銭×5,000枚=37,550円

（改正案）

7円73銭×5,000枚=38,650円

（影響額）

38,650円－37,550円=1,100円の増

③選挙運動用ポスターの作成の公費負担

	単価の限度額	作成枚数の上限
大磯町議会議員選挙	4,961円	70枚
	↓	
大磯町長選挙	5,059円	（ポスター掲示場の数）

■改正による影響額

（現行）

印刷費：525.6円/枚、企画費：310,500円

単価の限度額

$(525.6円 \times 70個所 + 310,500円) \div 70個所 = 4,961.31円$

請求上限額

4,961円×70枚=347,270円

（改正案）

印刷費：541.31円/枚、企画費：316,250円

単価の限度額

$(541.31円 \times 70個所 + 316,250円) \div 70個所 = 5,059.16円$

請求上限額

5,059円×70枚=354,130円

（影響額）

354,130円－347,270円=6,860円の増

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 大磯町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 大磯町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ 省略</p>

改正案	現行
<p>第5条～第7条 省略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 大磯町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第9条・第10条 省略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 大磯町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第12条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第5条～第7条 省略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 大磯町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第9条・第10条 省略 (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 大磯町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第12条 省略</p>

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）抜粋**（自動車の使用の公営）**

第百九条の四 略

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この条において「特定候補者」という。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額については、法第四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

一 略

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下このイにおいて「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該特定候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万六千百円を超える場合には、一万六千百円）の合計金額

ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円に当該特定候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項の規定による届出に係る当該特定候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日（法

第百条第一項又は第四項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第五項の規定による告示の日。第四項において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ハ 略

3～5 略

(ビラの作成の公営)

第百九条の八 前条の規定は、衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。)が法第四百二十二条第十項(同項のビラの作成に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と、同項第二号中「三万五千枚」とあるのは「五万枚」と、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」とあるのは「三十八万六千五百円と五円十八銭」と、同条第三項中「七円九十五銭」とあるのは「七円七十三銭」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第百十条の四 略

2 衆議院小選挙区選出議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者(参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で法第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除き、前項の規定による届出をした者に限る。以下この項及び次項において「特定候補者」という。)が前項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された特定ポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、当該各号に定める金額)に当該特定ポスターの作成枚数(当該特定候補者を通じて、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては七万枚の範囲内のものであることにつき、総務省令で定めるところにより、当該特定候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得

た金額については、法第四百三十三条第十四項後段において準用する法第四百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合
五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合
二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

二 参議院比例代表選出議員の選挙の場合 三十七円

3～4 略